

1 要旨

県内には、島しょ部を中心に10の漁港と23の地方港湾（県管理分）があり、約5,100隻の放置艇が存在しているが、都市部から優先的に対策を講じてきたため、これまでほとんど対策を取ってこなかった。

全ての地方港湾・漁港に係留保管施設を整備することは、費用・時間の面から現実的でなく、また、都市部の港湾・漁港とは放置艇に係る課題や実情が異なるため、地区ごとの現況に合わせた柔軟な対策を検討する必要がある。

2 課題の整理

地方港湾・漁港に限らず、放置艇は、次のような様々な問題を発生させる。

- ・他の水域利用者の利用阻害
- ・津波・高潮や洪水による被害の助長
- ・沈船・廃船からの油流出による水質汚濁
- ・プレジャーボート利用者による違法駐車
- ・ゴミ、騒音など地域の生活環境の悪化
- ・景観の悪化

これらに対し、地域ごとの問題を確認し、適切な対策を取る必要がある。

特に、地方港湾・漁港に関しては、岸壁・物揚場等に、プレジャーボートと事業船（貨物船、旅客船）・漁船等が混在することで、事業に支障をきたすことが問題と考えられる。

また、護岸や防波堤等に対して、無許可で梯子、渡橋、ロープ、係船環等を設置しており、これら施設の使用に支障をきたしていたり、悪質な場合は施設を毀損している例もある。

【地方港湾・漁港それぞれの現状と課題】

（ただし、同一港湾・漁港の中でも各港・各地区ごとに現況は異なることもある。）

| 区 分 | 現 状 | 課 題 |
|--------------|------------------|------------------------|
| 港湾・漁港ごとの立地条件 | ・市街地に隣接（竹原港、土生港） | 周辺環境への悪影響、隻数が多い |
| | ・島嶼部で外部からの流入がない | 地元住民の船の取扱い |
| 係留場所の状態 | ・船だまり・防波堤等施設に集積 | 漁船・事業船との混在による航行・荷揚トラブル |
| | ・漁業用施設に漁船と混在して係留 | |
| | ・海岸線に散在して係留 | 安全性の確保の確認 |
| | ・干潟への係留 | |
| 係留施設の構造 | ・栈橋・渡橋の無断設置 | 許可の可否 |
| | ・安全基準を満たさない栈橋 | |
| その他 | ・利用者団体等による事実上の管理 | 許可の可否 |



地区ごとの現況の確認が必要

| 名称 | 所在地 | 放置艇数 | 現状 |
|-------------|----------------|------|----------------------|
| 大竹港 | 大竹市 | 115 | 所有者団体あり，港湾施設内への係留 |
| 巖島港 | 廿日市市 | 64 | 島（離島） |
| 塩屋漁港 | 廿日市市 | 146 | ゴミの投棄，廃船が多い |
| 地御前漁港 | 廿日市市 | 9 | 係留保管施設あり |
| 小用港 | 江田島市 | 69 | 島（無料橋），港湾施設内への係留 |
| 鹿川港 | 江田島市 | 113 | 島（無料橋） |
| 中田港 | 江田島市 | 69 | 島（無料橋） |
| 三高港 | 江田島市 | 40 | 島（無料橋），港湾施設内への係留 |
| 音戸漁港 | 呉市音戸町 | 65 | 島（無料橋） |
| 倉橋漁港 | 呉市倉橋町 | 288 | 島（無料橋），他地域からの流入 |
| 釣土田港 | 呉市倉橋町，音戸町 | 265 | 島（無料橋），他地域からの流入 |
| 川尻港 | 呉市川尻町 | 197 | 都市部，港湾施設内への係留 |
| 安浦漁港 | 呉市安浦町 | 304 | 都市部，他地域からの流入，絶対数が多い |
| 御手洗港 | 呉市豊町 | 120 | 島（有料橋） |
| 蒲刈港 | 呉市蒲刈町 | 212 | 島（有料橋） |
| 豊島漁港 | 呉市豊浜町 | 152 | 島（有料橋） |
| 忠海港 | 竹原市 | 127 | 都市部，港湾施設内への係留 |
| 竹原港 | 竹原市 | 293 | 都市部，絶対数が多い |
| 鯉崎港 | 大崎上島町 | 134 | 島（離島） |
| 木江港 | 大崎上島町 | 17 | 島（離島） |
| 大西港 | 大崎上島町 | 232 | 島（離島） |
| 沖浦漁港 | 大崎上島町 | 36 | 島（離島），係留保管施設あり |
| 佐木港 | 三原市鷺浦町 | 50 | 島（離島） |
| 瀬戸田港 | 尾道市瀬戸田町，三原市鷺浦町 | 230 | 島（有料橋，離島），都市部 |
| 生口港 | 尾道市瀬戸田町 | 152 | 島（有料橋） |
| 中浜港 | 尾道市因島 | 97 | 島（有料橋） |
| 重井港 | 尾道市因島 | 92 | 島（有料橋） |
| 土生港 | 尾道市因島 | 451 | 島（有料橋），都市部，絶対数が多い |
| 千年港 | 福山市沼隈町 | 232 | |
| 横田港 | 福山市内海町 | 50 | 島（無料橋） |
| 走漁港 | 福山市走島町 | 172 | 島（離島），ゴミの投棄，廃船が多い |
| 横田漁港 | 福山市内海町 | 277 | 島（無料橋）漁協による係留保管施設の整備 |
| 箱崎漁港 | 福山市内海町 | 135 | 島（無料橋）係留保管施設あり，廃船が多い |

（放置艇数は，H26PB全国実態調査による。）

3 地方港湾・漁港の実例

(1) 大竹港（大竹市）

P B 団体による係留がある港湾

①港湾の概要

大竹市小方から県境付近までの範囲を区域とする。

区域の北側は、大竹市中心部市街地（市役所あり）で、離島（阿多田島行き）へのフェリー発着港がある。

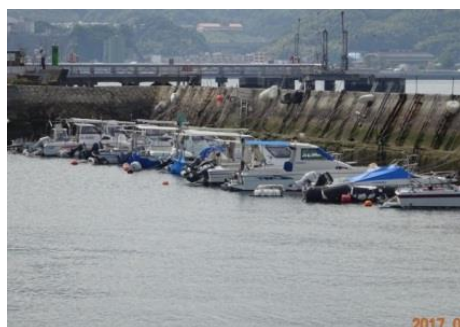
南側は臨海工業団地となっており、資材・商品の搬入搬出に利用されている。

②放置艇問題の現状

- ・ 3ヶ所の船だまりに放置艇がある。
- ・ P B は、事実上、P B 所有者による団体により管理されている。
- ・ 係留船に秩序はあり、通常は、平穩に係留されている。

③課題

- ・ 任意の所有者団体に対して占使用許可を行うことの可否。
- ・ 港湾施設のうち水域施設（泊地・船だまり）への占用許可の可否。



(2) 安浦漁港（呉市安浦町）

大量のPBの係留

他からアクセスしやすい場所にある漁港へのPBの流入



①漁港の概要

呉市安浦町の市街地の東側，野呂川の河口付近に位置し，陸域と島に囲まれた範囲を区域とする。

漁港機能は，国道185号線沿いの漁協事務所を中心とした地区であり，防波堤によって船だまりが作られている。



②放置艇問題の現状

- ・ 放置艇数が多い。一つの船だまり周辺に密集してPBが係留していることが特徴。
- ・ 道路護岸への係留が多い。
- ・ 港湾護岸にも多数の係留があるが，防波堤外の護岸への係留は，荒天時には静穏性が確保できない。
- ・ 物揚場への係留及び駐車が，漁業活動の支障となっている。

③課題

- ・ PBの隻数が多いため，静穏性など安全が確認できる係留場所の確保が必要。



(3) 釣士田港（呉市倉橋町・音戸町）

広島湾地域からのPB流入



①港湾の概要

倉橋島の西側，江田島に面した，早瀬大橋から重生地区までの広い範囲を区域とする。

区域内には，いくつも集落（北から，音戸町早瀬地区，藤脇地区，倉橋町釣士田地区，宇和木地区，灘地区，重生地区）が点在し，船だまりが設けられている。

また，集落のはずれの入り江による静穏域もある。

港湾区域が面する海域は，潮流が早く，呉からの貨物等の航路にもなっている。



②放置艇問題の現状

- ・ 放置艇は区域内の船だまりや入り江に点在し，無許可棧橋が複数所在する。
- ・ 倉橋島は，本土から音戸大橋（無料）でつながっているため，広島湾地域からの移動が容易である。

③課題

- ・ 船種ごとの棲み分けのほか，地元の船舶と，他所から流入してきたPBの棲み分けなどの検討。



(4) 竹原港（竹原市）

大量のPBの係留

市街地に近く旅客（フェリー）用船舶や事業用船舶と

PBとが混在している



①港湾の概要

竹原市の西端（吉名町）から、福田港（電源開発付近）までの広い範囲を区域とする。

海岸沿いに集落が少なく、住宅地に隣接していない部分が多いが、市街地中心部では海沿いに集落や工場が並び、フェリー・貨物船の航路がある。

全体的に遠浅で、干潮時には完全に陸地化する場所が殆どである。



②放置艇問題の現状

- ・ 放置艇は市街地中心部付近に多い。
- ・ フェリー・貨物船の航送波により静穏性が低い場所にも船舶の係留がある。
- ・ 干潮時には完全に陸地化する場所が多い。

③課題

- ・ 静穏性など安全が確認できる係留場所の確保が必要。



(5) 土生港（尾道市因島）

係留隻数が非常に多い島嶼部の港湾

①港湾の概要

因島南側の、因島田熊町、因島土生町、因島三庄町にわたる広い範囲を区域としている。島の西側の田熊町、土生町付近は因島の中心地で、旧市役所が所在地。

対岸は生口島及び愛媛県弓削諸島であり、いくつかフェリー航路が設定され、フェリー発着港が複数所在している。古くから海上交通の要衝であり、地元住民の船舶の係留が多い。現在も、これらの島の間では頻繁に島を行き来しており、特に弓削諸島の住民の勤務先・病院・買い物先となっている。

②放置艇問題の現状

- ・水域と市街地が接しており、船だまりに漁船とPBが混在している。
- ・トラブル等については、県・市とも報告を受けたことがない。
- ・廃船も多い。

③課題

- ・県による許可の出し方。



(6) 廃船問題

① 廃船の現状

- ・国の統計によると、放置艇の1/4程度は所有者不明であり、その大部分が廃船。(漁船の廃船を含む)
- ・廃船の処理には費用が掛かるため、外見上は廃船に見えないが、実質上は使用されなくなり放棄されている船が多数ある。
- ・船体の流出を防ぐために入り江の奥付近に集められて放棄されており、油流出事故や他の船舶が係留できなくなるなどの支障が生じている。
- ・漁船の廃船や、地方港湾・漁港の廃船の場合、所有者が判明していることが多く、処分の指導に人的・時間的な負担が大きい。

② 課題

- ・廃船処理の促進に向けた廃船の定義付け。
- ・管理者による代執行のあり方。

